# 業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社フェアリクルートメント 大阪オフィス

## 第1 求 人

1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを 受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常 の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職 業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第2 求 職

1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録 をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

#### 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そ の御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、 労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メー ル等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ 書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以 外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参

して求人者へ行っていただきます。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し 受けます。

## 第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に 係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、そ の報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から 6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に 対して報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、国内における下記の職種です。 法人・団体の役員、法人・団体の管理職員、その他の管理的職業、開発技術者、 製造技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、法務の職業、 経営・金融・保険の専門的職業、一般事務の職業、会計事務の職業、 生産関連事務の職業、営業・販売関連事務の職業、営業の職業
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和4年 6月15日

代表者 伴 仁

# 業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社フェアリクルートメント 東京オフィス

## 第1 求 人

1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを 受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第2 求 職

1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録 をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

#### 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そ の御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、 労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メー ル等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ 書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以 外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参

して求人者へ行っていただきます。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し 受けます。

## 第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に 係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、そ の報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から 6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に 対して報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、国内における下記の職種です。 法人・団体の役員、法人・団体の管理職員、その他の管理的職業、開発技術者、 製造技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、法務の職業、 経営・金融・保険の専門的職業、一般事務の職業、会計事務の職業、 生産関連事務の職業、営業・販売関連事務の職業、営業の職業
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和4年 6月15日

代表者 伴 仁